

社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱する犯罪や非行のない地域社会を作るための全国的な運動で、毎年7月を強調月間としています。

市でも、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会を築くため、啓発活動を実施します。

内更生保護女性会によるコーラス、キャンペーングッズ配布、国連支援募金活動、総理大臣メッセージの伝達式、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」アピール

時7月5日(金) 15:45～17:00

場イオンモール大日1階サニーコート

問“社会を明るくする運動”守口地区推進委員会事務局(守口市更生保護サポートセンター内)

TEL06-7897-7036

問地域福祉課

TEL06-6992-1570



マイナンバーカード 無料出張申請

守口市に住民登録があり、マイナンバーカード未取得者のうち、次の①～③のいずれかの要件に該当する人の自宅まで伺い、マイナンバーカードの申請を受け付けます。

- ①やむを得ない理由で窓口に出向くのが困難な人
 - ②守口市に住民登録がある世帯、または所在地がある福祉施設や企業などで、おおむね5人以上申請を希望する場合
 - ③上記以外に、個宅訪問することが妥当と認められる場合
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問総合窓口課

TEL06-6992-1530



6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、地域での人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国的な啓発活動を行っています。

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。人権問題などで悩んでいる人は、近くの人権擁護委員または、大阪法務局常設相談所に相談してください。

TEL0570-003-110

問人権市民相談課

TEL06-6992-1512

守口地区人権擁護委員

きむらたかし くらださとる とくやまさひろ
木村孝司、黒田悟、徳山正廣、

さぬきのぶこ すなはらひ さよ
讃岐信子、砂原比佐代、

ふくだはるお こじまさみ なかみちく みこ
福田治夫、小島真美、中道久美子、

たぐちとしこ なかひがしよしたか まつもとしげる
田口淑子、中東義貴、松本茂

6月は「就職差別撤廃月間」です

しない させない 就職差別

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業・思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、さまざまな啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いします。

就職差別110番事業

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

問府商工労働部雇用推進室

TEL06-6210-9518

6月中(閉庁日を除く)9:30～17:30

✉koseisaiyo@gbox.

pref.osaka.lg.jp

(6月中は随時相談を受け付け)



還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、現金自動預払機(ATM)で直接手続きを行ってほしい」、「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)で手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課

TEL06-6992-1545



平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に関する保険料の納付相談などを受け付けます。

時6月17日(月)・19日(水)・21日(金)

いずれも17:30～20:00

6月23日(日)9:00～13:00

注一部対応できない業務があります。

問保険課

TEL06-6992-1545

問保険収納課

TEL06-6992-1537・1538

問高齢介護課(介護保険に関すること)

TEL06-6992-1610・1612・1613

コールセンターによる納付勧奨

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料が未納の人に対して、コールセンターより電話にて納付勧奨を行っています。

納付相談については担当課にご連絡ください。

問保険収納課

TEL06-6992-1537・1538

エルキューアール eL-QRを利用して 市税の納付がさらに便利に

市税の納付書【市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)】に印刷されているエルキューアール eL-QRを利用して、地方税お支払サイトから、以下の方法で、市税の納付ができます。

▼スマートフォン決済アプリで

eL-QRを読み取る。

▼クレジットカード・インターネットバンキング(クレジットカードで納付した場合の手数料は個人での負担)詳しくは、地方税お支払サイトにアクセスしてください。

問納税課

TEL06-6992-1851



市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税(第1期分)、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付が無い場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

今月は、個人住民税の普通徴収分の第1期分の納期限です。7月1日(月)までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押・公売などを行うことになりますので、必ず納期限内での納付をお願いします。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問納税課

TEL06-6992-1852～1854

個人市民税・府民税の減免制度

生活保護を受けている人、災害に遭った人、失業中の人などは、一定の基準により個人市民税・府民税の減免を受けることができます。詳しくは問い合わせください。

注納期が過ぎた税額や納付後は受け付けできません。

問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456

固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)に対して、課税標準額が次のように減額されます。

200㎡までの部分

固定資産税＝6分の1に減額

都市計画税＝3分の1に減額

200㎡を超える部分(住宅床面積の10倍まで)

固定資産税＝3分の1に減額

都市計画税＝3分の2に減額

注住宅を取り壊し、賦課期日(毎年1月1日)時点で更地のままにしておいたり、住宅以外(駐車場など)に利用すると、減額措置が適用されず税額が上昇することになります。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時6月23日(日)9:00～13:00

場・問納税課

TEL06-6992-1852～1854



お知らせ

個人市民税・府民税の 納税通知書

市では、令和6年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、納付書で、個人住民税を納める方法です。公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。不明な点は問い合わせください。

個人市民税・府民税の課税(非課税・無収入)証明書の交付

6月4日(火)から令和6年度(前年中所得)の課税(非課税・無収入)証明書の交付を行います。

時平日9:00～17:30(第2・第4日曜日は9:00～13:00受付)

場市役所1階証明書発行コーナー

持本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真があるものは1点。健康保険証や介護保険証などの顔写真がないものは2点)

本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状(同居(守口市内)の親族の場合、委任状は不要)

また、6月4日(火)から郵送やコンビニエンスストアなどでも課税(非課税・無収入)証明書が発行可能となります。

¥1通200円(コンビニエンスストアなどでの発行の場合。マイナンバーカードが必要)

¥1通300円(窓口および郵送での発行の場合)

問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456